

資 料

那覇市公民館条例	170
那覇市公民館条例施行規則	177
那覇市公民館の運営に関する要綱	186
那覇市公民館の定期利用に関する要綱	198
那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウムの運営に関する要綱	207
地域学習支援事業における講師派遣要綱	216
地域学習支援事業における講師派遣実施要領	222
うるく地域づくり連絡協議会会則	227
小禄地区行政連絡会設置要綱	233
より住みよい町にするための首里ネットワーク設置要綱	234
真和志地区自治公民館長連絡協議会会則	235
識名園友遊会実行委員会会則	237
平成30年度公民館施設利用状況	239
令和元年度公民館定期利用団体一覧表	244
令和元年度公民館職員一覧	258
那覇市公民館一覧	259

那覇市公民館条例

平成21年9月30日

条例第26号

那覇市公民館条例(昭和50年那覇市条例第34号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、公民館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に公民館を設置する。

2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
那覇市中央公民館	那覇市寄宮1丁目2番15号
那覇市小禄南公民館	那覇市高良2丁目7番1号
那覇市首里公民館	那覇市首里当蔵町2丁目8番地2
那覇市若狭公民館	那覇市若狭2丁目12番1号
那覇市石嶺公民館	那覇市首里石嶺町2丁目70番地9
那覇市繁多川公民館	那覇市繁多川4丁目1番38号
那覇市牧志駅前ほしぞら公民館	那覇市安里2丁目1番1号

(事業)

第3条 公民館は、法第22条に掲げる事業のほか、那覇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業を行う。

(開館時間)

第4条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に定める国民の祝日

(2) 慰霊の日 6月23日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(ただし、第1号に定める日を除く。)

(利用できる者)

第6条 公民館を利用できる者は、市内に在住、在勤又は在学する者とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(入館の制限等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
 - (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
 - (3) 管理上必要な指示に従わない者
- (利用許可)

第8条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第9条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 既に納付した使用料は、還付しないものとする。ただし、市長が特に認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
- (2) 公共団体又は公共的団体が公用又は公益の目的で利用する場合
- (3) 構成員の半数以上が高校生以下の団体が利用する場合
- (4) 構成員の半数以上が満65歳以上の団体が利用する場合
- (5) 構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する場合
- (6) その他市長が特に必要と認める場合

(観覧料)

第11条 那覇市牧志駅前ほしぞら公民館のプラネタリウムを観覧しようとする者は、別表第2に定める額の観覧料を納付しなければならない。

2 既に納付した観覧料は、還付しないものとする。ただし、市長が特に認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料の減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(利用許可の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) その他教育委員会が不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第14条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

(4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、公民館の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設の変更禁止)

第16条 利用者は、公民館を利用する場合においては、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

(損害賠償)

第18条 利用者は、利用に際し公民館の施設又は設備を破損し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者の指定)

第19条 教育委員会は、次に掲げる全ての要件を満たし、那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容が公民館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った公民館の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、公民館の管理を行おうとするものの教育委員会に対する申請により行う。

3 前項の申請は、教育委員会規則で定める申請書に事業計画書その他の教育委員会規則で定める書類を添付して行わなければならない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第20条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則並びに那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年那覇市条例第4号)の規定に従い、公民館の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第21条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務
- (2) 第24条において準用する第3条に規定する事業の企画及び実施に関する業務
- (3) 公民館施設の維持管理に関する業務
- (4) その他教育委員会が必要と認める業務

(利用料金)

第23条 指定管理者は、当該指定管理者が管理を行う公民館について、第9条第1項に規定する使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(準用)

第24条 第3条から第10条まで、第13条、第14条及び第16条の規定は、指定管理者に公民館の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条	那覇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)	那覇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)又は指定管理者
第4条から第8条まで、第13条、第14条及び第16条	教育委員会	指定管理者
第9条の見出し、同条第2項及び第10条(見出しを含む。)	使用料	利用料金
第9条第1項	別表第1に定める使用料を納付しなければ	第23条第1項に定める利用料金を支払わなければならない

第9条第2項	納付した	支払った
第9条第2項及び第10条	市長	指定管理者

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成22年12月24日条例第38号)

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成23年教委規則第8号で、平成23年7月8日から施行)

2 この条例による改正後の第6条の規定による利用許可その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則(平成25年12月27日条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の那覇市公民館条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の那覇市公民館条例(以下「新条例」という。)の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

3 新条例第19条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1(第9条関係)

館名	区分	使用料(円)	
		室料	冷房料
那覇市中央公民館	ホール	930	300
	会議室	160	100
那覇市小禄南公民館	ホール	930	300
	中研修室	320	100
	視聴覚室	400	100
	和室	240	100
	小会議室A	240	100
	小会議室B	240	100

	児童図書室	160	100
	実習室	320	100
	団体連絡室	160	100
那覇市首里公民館	ホール	930	300
	視聴覚室	480	100
	会議室	480	100
	中会議室	320	100
	児童室	240	100
	展示室	930	300
	和室	400	100
	調理室	320	100
	団体室	160	100
那覇市若狭公民館	ホール	930	300
	第1研修室	400	100
	第2研修室	240	100
	第3研修室	160	100
	実習室	240	100
	和室	320	100
那覇市石嶺公民館	ホール	930	300
	第1学習室	320	100
	第2学習室	320	100
	実習室	400	100
	和室	240	100
那覇市繁多川公民館	ホール	930	300
	研修室1	320	100
	研修室2	240	100
	和室	240	100
	実習室	400	100
那覇市牧志駅前ほしぞら公民館	ホール	930	300
	第1学習室	400	100
	第2学習室	160	100
	第3学習室	160	100
	第4学習室	320	100
	実習室	240	100

	パソコン室	400	100
	工作室	320	100
	和室	240	100

備考

- 1 使用料は、1時間当たりとする。
- 2 1時間未満の利用の場合は、1時間とする。

別表第2(第11条関係)

施設名	区分	観覧料(円/1人1回につき)	
		個人	団体(10人以上)
那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム	大人	200	160
	高校生	150	120
	小中学生	100	80

備考 特別投影の場合は、2,000円の範囲内で市長が定める額とする。

那覇市公民館条例施行規則

平成22年1月6日
教育委員会規則第2号

那覇市公民館条例施行規則(昭和50年那覇市教育委員会規則第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市公民館条例(平成21年那覇市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第8条の規定により公民館の利用許可を受けようとする者は、那覇市公民館利用許可申請書により教育長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、利用しようとする日の属する月の前月の初日から受け付けるものとする。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 教育長は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、那覇市公民館利用許可書(以下「利用許可書」という。)を交付するものとする。

(利用許可の変更等)

第4条 前条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用許可事項を変更し、又は取り消そうとするときは、利用する日の前日までに那覇市公民館利用許可変更(取消)申請書に利用許可書を添えて、教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が認める場合は、この限りでない。

2 教育長は、前項の規定による申請を許可したときは、那覇市公民館利用許可変更(取消)通知書を交付するものとする。

(使用料の納付)

第5条 条例第9条第1項に規定する使用料は、利用する日までに納付しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 条例第9条第2項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 天災その他不可抗力又は公民館の管理上の理由により利用ができなくなった場合
利用できない期間に係る額

(2) その他教育長が必要と認める場合 教育長が必要と認める額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、那覇市公民館使用料還付申請書により教育長に申請しなければならない。この場合において、利用者は、利用許可書を添えなければならない。

3 教育長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査し、那覇市公民館使用料還

付通知書を交付するものとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第10条の規定により使用料を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(1) 条例第10条第1号から第3号までの規定に該当する場合 全額

(2) 条例第10条第4号及び第5号の規定に該当する場合 使用料(冷房料を除く。次号において同じ。)の2分の1の額

(3) 条例第10条第6号の規定に該当する場合 全額又は使用料の2分の1の額

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、那覇市公民館使用料減免申請書により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が認める場合は、この限りでない。

3 教育長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、那覇市公民館使用料減免通知書を交付するものとする。

(観覧料の納付)

第8条 条例第11条第1項に規定する観覧料は、観覧するときまでに納付しなければならない。

(観覧料の還付)

第9条 条例第11条第2項ただし書の規定により観覧料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 天災その他不可抗力又はプラネタリウムの管理上の理由により観覧ができなくなった場合 全額

(2) その他教育長が必要と認める場合 教育長が必要と認める額

2 前項の規定により観覧料の還付を受けようとする者は、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料還付申請書により教育長に申請しなければならない。

3 教育長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料還付通知書を交付するものとする。

(観覧料の減免)

第10条 条例第12条の規定により観覧料の全額を免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 本市が主催又は共催する行事において参加者が観覧する場合

(2) 本市内に住所を有する小学校の児童及び中学校の生徒が観覧する場合

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による本市内の小学校に在籍している児童及び中学校に在籍している生徒が、教育課程に基づく学習活動のために観覧する場合

(4) 学校教育法の規定による本市内の幼稚園、小学校及び中学校の教職員等が、教育課程に基づく学習活動のために幼児、児童及び生徒を引率して観覧する場合

(5) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年

法律第40号)による就学奨励を受けている保護者の保護する児童及び生徒が観覧する場合

- (6) 特別支援学校の児童及び生徒並びにその引率者が観覧する場合
- (7) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及び当該施設の職員等が児童を引率して観覧する場合
- (8) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合
- (9) 知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神衛生鑑定医により知的障がい者と判定された者をいう。)及びその引率者が観覧する場合
- (10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合
- (11) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者が観覧する場合
- (12) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者が観覧する場合
- (13) その他教育長が必要と認める場合

2 条例第12条の規定に基づき、本市内に住所を有する満65歳以上の者が個人で観覧する場合は、観覧料の2分の1の額を免除する。この場合において、免除額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

3 前2項の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料減免申請書により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が認める場合は、この限りでない。

4 教育長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料減免通知書を交付するものとする。

(遵守事項)

第11条 公民館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設又は設備以外のものを利用しないこと。
- (2) 許可を受けた場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁面、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) その他教育長の指示すること。

(損傷等の届出)

第12条 利用者は、公民館の施設、設備又は備付物件を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を教育長に届け出なければならない。

(連絡等に当たる公民館)

第13条 条例第2条に規定する那覇市中央公民館(以下「中央公民館」という。)は、同条に規定する他の公民館の連絡等に当たる公民館とする。

2 中央公民館は、中央公民館の事業のほか、公民館相互の連絡調整に関する事業その他個々の公民館で処理することが不適当と認められる事業を実施する。

(非常勤の館長)

第14条 館長(中央公民館及び指定管理者が管理を行う公民館の館長を除く。)は、非常勤とすることができる。

2 非常勤の館長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 非常勤の館長が欠けた場合における補欠の館長の任期は、前任者の残任期間とする。

(公告)

第15条 教育長は、条例第19条第1項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 名称及び位置

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定管理者の指定の予定期間

(4) 条例第19条第2項の申請(次条において「指定申請」という。)の方法

(5) その他教育長が必要と認める事項

(指定申請)

第16条 指定申請は、教育長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第19条第3項の教育委員会規則で定める申請書は、那覇市公民館指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

3 条例第19条第3項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(2) 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書

(3) 役員の名簿及び履歴書

(4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書

(6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

(7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の公民館の管理に係る事業計画書及び収支予算書

(8) その他教育長が必要と認める書類

(指定等)

第17条 教育長は、条例第19条第1項の規定による指定をするときは、那覇市公民館指定管理者指定書(第2号様式)を交付する。

2 教育長は、条例第19条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市公民館指定管理者不指定通知書(第3号様式)を交付する。

(協定)

第18条 指定管理者は、教育委員会と公民館の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) その他教育長が必要と認める事項

(準用)

第19条 第2条から第7条まで、第11条及び第12条の規定は、指定管理者に公民館の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第1項	条例第8条	条例第24条において準用する条例第8条
第2条から第4条まで、第6条、第7条、第11条及び第12条	教育長	指定管理者
第3条	前条第1項	第19条において準用する前条第1項
第4条第1項	前条	第19条において準用する前条
第5条の見出し	使用料の納付	利用料金の支払い
第5条	条例第9条第1項	条例第24条において準用する条例第9条第1項
	使用料	利用料金
	納付しなければならない。	支払わなければならない。
第6条(見出しを含む。)及び第7条(見出しを含む。)	使用料	利用料金
第6条第1項	条例第9条第2項ただし書	条例第24条において準用する条例第9条第2項ただし書
第6条第2項	那覇市公民館使用料	那覇市公民館利用料金還付申請書

	還付申請書	
第6条第3項	那覇市公民館使用料 還付通知書	那覇市公民館利用料金還付通知書
第7条第1項	条例第10条	条例第24条において準用する条例第10条
	条例第10条第1号か ら第3号まで	条例第24条において準用する条例第10条第1号か ら第3号まで
	条例第10条第4号及 び第5号	条例第24条において準用する条例第10条第4号及 び第5号
	条例第10条第6号	条例第24条において準用する条例第10条第6号
第7条第2項	那覇市公民館使用料 減免申請書	那覇市公民館利用料金減免申請書
第7条第3項	那覇市公民館使用料 減免通知書	那覇市公民館利用料金減免通知書

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 利用許可に関する手続その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

付 則(平成23年4月28日教委規則第6号)

- 1 この規則は、那覇市公民館条例の一部を改正する条例(平成22年那覇市条例第38号)の施行の日から施行する。
- 2 利用許可に関する手続その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

付 則(平成26年2月19日教委規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月20日教委規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第 1 号様式(第 16 条関係)

那覇市公民館指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市教育委員会 教育長 宛

申請者	所在地	
	団体名	
	代表者	印
連絡先	担当者	
	電 話	

下記の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、那覇市公民館条例第 19 条第 2 項の規定により申請します。

記

指定を受けたい施設：

那覇市教育委員会指令 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

那覇市教育委員会
教育長

那覇市公民館指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、那覇市公民館条例第19条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

- 1 指定施設：
- 2 指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

那教 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者

様

那覇市教育委員会
教育長

那覇市公民館指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る指定管理者の指定については、指定しないので通知します。

記

施設：

那覇市公民館の運営に関する要綱

平成22年3月25日生涯学習部長決裁

平成27年3月31日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市公民館条例施行規則(平成22年那覇市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。)の規定に基づき、公民館の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(様式等)

第2条 規則に定める書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 那覇市公民館利用許可申請書(第1号様式)規則第2条関係
- (2) 那覇市公民館利用許可書(第2号様式)規則第3条関係
- (3) 那覇市公民館利用許可変更(取消)申請書(第3号様式)規則第4条関係
- (4) 那覇市公民館利用許可変更(取消)通知書(第4号様式)規則第4条関係
- (5) 那覇市公民館使用料還付申請書(第5号様式)規則第6条関係
- (6) 那覇市公民館使用料還付通知書(第6号様式)規則第6条関係
- (7) 那覇市公民館使用料減免申請書(第7号様式)規則第7条関係
- (8) 那覇市公民館使用料減免通知書(第8号様式)規則第7条関係

2 規則第7条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者が、那覇市公民館使用料減免申請書により申請するときは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 那覇市公民館条例(平成21年那覇市条例第26号。以下「条例」という。)第10条第1号、第2号又は第6号に該当するとき 該当することを確認できる書類
- (2) 条例10第3号から第5号までのいずれかに該当するとき 会員名簿(第9号様式)

(利用許可の申請受付)

第3条 規則第2条に規定する公民館の利用許可に係る申請は、利用しようとする公民館において、原則として、那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条第1項に規定する本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間において受け付けるものとする。

(使用料の納付等)

第4条 利用者は、利用する際、条例第9条第1項に規定する使用料を納付するとともに、利用許可書を係員に提示しなければならない。ただし、教育長が必要でないと認めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する使用料の納付は、利用券の購入により行うものとする。

3 利用者が利用券を誤購入した場合は、係員に届け出てその指示を受けなければならない。

(使用料の減免に係る用語の定義)

第5条 条例第10条の規定のうち、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公共団体 法令に基づき、国から一定の行政を行うこと及び必要な範囲内において公権力を行使することを認められている法人

(2) 公共的団体 公共的活動を営む団体

(3) 障がい者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神衛生鑑定医により知的障がい者と判定された者をいう。)

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、指定管理者に公民館の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第1項第5号	那覇市公民館使用料還付申請書	那覇市公民館利用料金還付申請書
第2条第1項第6号	那覇市公民館使用料還付通知書	那覇市公民館利用料金還付通知書
第2条第1項第7号	那覇市公民館使用料減免申請書	那覇市公民館利用料金減免申請書
第2条第1項第8号	那覇市公民館使用料減免	那覇市公民館利用料金減免通知書

	通知書	
第2条第2項	使用料	利用料金
	那覇市公民館使用料減免申請書	那覇市公民館利用料金減免申請書
第4条（見出しを含む。）及び第5条の見出し	使用料	利用料金
第4条第1項	教育長	指定管理者

（定期利用）

第7条 公民館の定期利用については、別に要綱で定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 利用許可に関する手続その他この要綱の施行に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 この要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、適宜修正の上従前の様式を使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、那覇市公民館条例の一部を改正する条例（平成22年那覇市条例第38号）の施行の日から施行する。
- 2 利用許可に関する手続その他この要綱の施行に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 この要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、適宜修正の上従前の様式を使用することができる。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、適宜修正の上従前の様式を使用することができる。

那 覇 市 公 民 館 利 用 許 可 申 請 書

利用日時	年 月 日 (曜日)	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()		
	年 月 日 (曜日)	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()		
	年 月 日 (曜日)	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()		
	年 月 日 (曜日)	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()		
	年 月 日 (曜日)	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()		
利用目的 及び内容	目 的	グループ活動、講座学級、展示会 講演会、研修会、その他	内 容		
利用する 公民館及び 部屋(一時間 当たりの室 料)	中 央	ホール930円、会議室160円、その他()			
	小禄南	ホール930円、中研修室320円、視聴覚室400円、和室240円、小会議室A240円、 小会議室B240円、児童図書室160円、実習室(調理)320円、団体連絡室160円、 その他()			
	首 里	ホール930円、視聴覚室480円、会議室480円、中会議室320円、児童室240円、 展示室930円、和室400円、調理室320円、団体室160円、その他()			
	若 狭	ホール930円、第1研修室400円、第2研修室240円、第3研修室160円、 実習室(調理)240円、和室320円、その他()			
	石 嶺	ホール930円、第1学習室320円、第2学習室320円、実習室(調理)400円、和室240円、 その他()			
	繁多川	ホール930円、研修室1(320円)、研修室2(240円)、和室240円、実習室(調理)400円、 その他()			
	牧志駅前 ほしぞら	ホール930円、第1学習室400円、第2学習室160円、第3学習室160円、第4学習室320円、 実習室(調理)240円、パソコン室400円、工作室320円、和室240円、 その他()			
利用備品	音響設備、ワイヤレスアンプ、有線マイク(本)、ワイヤレスマイク(本) テーブル(台)、椅子(脚)、ラジカセ、ピアノ、その他()				
利用人数	男() 女() 計 人				
那覇市公民館条例及び那覇市公民館条例施行規則を承知の上、上記のとおり申請します。					
年 月 日					
那覇市教育委員会 教 育 長 (指 定 管 理 者)			宛	申請者	住 所
					フリガナ
					団体名
					フリガナ
					氏 名
					電 話
年 月 日	備 考			受付番号	
			館長	係員	

那 覇 市 公 民 館 利 用 許 可 書

利用日時	年 月 日 (曜日)	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()	
	年 月 日 (曜日)	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()	
	年 月 日 (曜日)	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()	
	年 月 日 (曜日)	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()	
	年 月 日 (曜日)	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()	午前・午後 時 分 ~ 時 分 ()	
利用目的 及び内容	目 的	グループ活動、講座学級、展示会 講演会、研修会、その他	内 容	
利用する公民館及び部屋(一時間当たりの室料)	中 央	ホール930円、会議室160円、その他()		
	小 祿 南	ホール930円、中研修室320円、視聴覚室400円、和室240円、小会議室A240円、小会議室B240円、児童図書室160円、実習室(調理)320円、団体連絡室160円、その他()		
	首 里	ホール930円、視聴覚室480円、会議室480円、中会議室320円、児童室240円、展示室930円、和室400円、調理室320円、団体室160円、その他()		
	若 狭	ホール930円、第1研修室400円、第2研修室240円、第3研修室160円、実習室(調理)240円、和室320円、その他()		
	石 嶺	ホール930円、第1学習室320円、第2学習室320円、実習室(調理)400円、和室240円、その他()		
	繁多川	ホール930円、研修室1(320円)、研修室2(240円)、和室240円、実習室(調理)400円、その他()		
	牧志駅前 ほしぞら	ホール930円、第1学習室400円、第2学習室160円、第3学習室160円、第4学習室320円、実習室(調理)240円、パソコン室400円、工作室320円、和室240円、その他()		
利用備品	音響設備、ワイヤレスアンプ、有線マイク(本)、ワイヤレスマイク(本) テーブル(台)、椅子(脚)、ラジカセ、ピアノ、その他()			
利用人数	男() 女() 計 人			
利用許可についての留意事項	裏面の那覇市公民館条例及び那覇市公民館条例施行規則を守ること。		申請者	フリガナ 団体名
上記のとおり利用を許可する。 年 月 日		那覇市教育委員会教育長 (指 定 管 理 者) 印		許可番号

那覇市公民館利用許可変更(取消)申請書

年 月 日

那覇市教育委員
教 育 長 宛
(指定管理者)

団 体 名		申 請 者 氏 名	
申 請 者 住 所		電 話 番 号	

公民館の利用許可事項の(変更・取消)について、那覇市公民館条例施行規則第4条第1項の規定により下記のとおり申請します。

公民館	利用許可日		利用許可番号	
変更(取消)理由				
変更(取消)内容	許 可 内 容	変 更 内 容	取 消	
() 日 付	年 月 日	年 月 日		
() 時 間 帯	午前・午後 午前・午後 時 分 ~ 時 分	午前・午後 午前・午後 時 分 ~ 時 分		
() 部 屋 名	部屋名()	部屋名()		

決 裁 欄	館長	係員

那覇市公民館利用許可変更(取消)通知書

団 体 名	
-------	--

公民館の利用許可事項の(変更・取消)について、那覇市公民館条例施行規則第4条第2項の規定により下記のとおり決定したので、通知します。

公民館	利用許可日		利用許可番号	
変更(取消)理由				
変更(取消)内容	許 可 内 容	変 更 内 容	取 消	
() 日 付	年 月 日	年 月 日		
() 時 間 帯	午前・午後 時 分 ~ 時 分	午前・午後 時 分 ~ 時 分		
() 部 屋 名	部屋名()	部屋名()		

年 月 日	那 覇 市 教 育 委 員 会 教 育 長 (指 定 管 理 者)
-----------------	---

那覇市公民館使用料還付申請書
(那覇市公民館利用料金還付申請書)

那覇市教育委員
教 育 長
(指 定 管 理 者)

宛

年 月 日

団 体 名		代 表 者 氏 名	印
代 表 者 住 所		電 話 番 号	

公民館使用料又は利用料金の還付について、那覇市公民館条例施行規則第6条第2項の規定により下記のとおり申請します。

利用施設	公 民 館 名	公 民 館	部 屋 名	
利用日時	年 月 日		時 分 ~	時 分
還付申請額	(1時間の使用料又は利用料金)	(利用できなくなった時間)	(還付申請額)	
	室 料	円 ×	時間 =	円
	冷房料	円 ×	時間 =	円
	合 計 額 =			円
還付申請理由	天災その他不可抗力又は公民館の管理上の理由 ()			
	その他 ()			

振込先 口 座	金融機関名	琉銀・沖銀・海銀・労金 その他()	支 店 名 (支店番号)	支店 ()
	預金種目	普通・当座	口座番号	
	口座名義(団体名がある通帳は、団体名から全て記入し、必ずフリガナを振ってください。) (フリガナ)			

領 収 書 半 券
貼 り 付 け 欄

決 裁 欄	館 長	係 員

那覇市公民館使用料還付通知書
(那覇市公民館利用料金還付通知書)

団 体 名	
-------	--

公民館使用料又は利用料金の還付について、那覇市公民館条例施行規則第6条第3項の規定により下記のとおり通知します。

利用施設	公民館名	公民館	部 屋 名	
利用日時	年	月	日	時 分 ~ 時 分
還付申請額	(1時間の使用料又は利用料金)		(利用できなくなった時間)	(還付申請額)
	室料	円 ×	時間 =	円
	冷房料	円 ×	時間 =	円
		合 計 額 =		円
還付申請理由	天災その他不可抗力又は公民館の管理上の理由 ()			
	その他 ()			

振込先口座	金融機関名	琉銀・沖銀・海銀・労金 その他()	支店名 (支店番号)	支店 ()
	預金種目	普通・当座	口座番号	
	口座名義(団体名がある通帳は、団体名から全て記入し、必ずフリガナを振ってください。) (フリガナ)			

決定区分	許可・不許可	(理由)	
年	月	日	那覇市教育委員会 教 育 長 (指定管理者) 印

那覇市公民館使用料減免申請書

(那覇市公民館利用料金減免申請書)

那覇市教育委員会
教 育 長 宛
(指定管理者)

年 月 日

団 体 名		代 表 者 氏 名	印
代 表 者 住 所		電 話 番 号	

公民館使用料又は利用料金の減免について、那覇市公民館条例施行規則第7条第2項の規定により下記のとおり申請します。

利 用 目 的 (行事名等)					
利 用 日	年 月 日 ~ 年 月 日				
	1. 毎週 曜日	2. 毎月第 曜日	3. 当該期間のみ		
公 民 館 名	公 民 館		部 屋 名		
利 用 人 数 および内訳	人	うち高校生以下	人	うち満65歳以上	人
		うち障がい者	人		
減 免 の 理 由 (該当する箇所に○をつけてください。)	(1)本市が主催又は共催する行事に利用する (全額)				
	(2)公共団体又は公共的団体が公用又は公益の目的で利用する (全額)				
	(3)構成員の半数以上が高校生以下の団体が利用する (全額)				
	(4)構成員の半数以上が満65歳以上の団体が利用する (室料のみ半額)				
	(5)構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する (室料のみ半額)				
	(6)その他市長又は指定管理者が特に必要と認める場合()				
料 金 の 徴 収 (参加費等)	無	有	徴収額	円	徴収目的
関 係 書 類 の 添 付	無	有	書類名	チラシ・パンフレット・名簿・その他()	

(公民館使用欄)

正 規 使 用 料 又 は 利 用 料 金	室 料		円/1時間あたり			
	冷 房 料		円/1時間あたり			
決 定 内 容	減免する	減 免 割 合	全 額		半 額	
		減免後の室料		円/1時間あたり		
	減免後の冷房料		円/1時間あたり			
	減免しない	【理由】				
		決 裁 欄	館 長		係 員	

那覇市公民館使用料減免通知書
(那覇市公民館利用料金減免通知書)

団 体 名	
-------	--

公民館使用料又は利用料金の減免について、那覇市公民館条例施行規則第7条第3項の規定により下記のとおり決定したので、通知します。

利用目的 (行事名等)					
利 用 日	年 月 日 ~ 年 月 日				
	1. 毎週	曜日	2. 毎月第	曜日	3. 当該期間のみ
公民館名	公民館		部 屋 名		
利 用 人 数 および内訳	人	うち高校生以下	人	うち満65歳以上	人
		うち障がい者	人		
減 免 の 理 由	(1)本市が主催又は共催する行事に利用する (全額)				
	(2)公共団体又は公共的団体が公用又は公益の目的で利用する (全額)				
	(3)構成員の半数以上が高校生以下の団体が利用する (全額)				
	(4)構成員の半数以上が満65歳以上の団体が利用する (室料のみ半額)				
	(5)構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する(室料のみ半額)				
	(6)その他市長又は指定管理者が特に必要と認める場合()				
料 金 の 徴 収 (参加費等)	無	有	徴収額	円	徴収目的
関係書類の添付	無	有	書類名	チラシ・パンフレット・名簿・その他()	

正 規 使 用 料 又は利用料金	室 料		円/1時間あたり		
	冷 房 料		円/1時間あたり		
決 定 内 容	減免する	減 免 割 合	全 額	半 額	
		減免後の室料		円/1時間あたり	
	減免後の冷房料		円/1時間あたり		
	減免しない	【理由】			
年 月 日			那覇市教育委員会 教 育 長 (指 定 管 理 者)		

会 員 名 簿

年 月 日

団体名	
-----	--

●減免対象である満65歳以上の方は生年月日を、高校生以下は学校名を、障がい手帳をおもちの方は、種類と番号を備考欄に記載して下さい。
(個人情報減免審査目的外には使用しません)

No.	氏 名	年 齢	性 別	住 所	連 絡 先 (☎)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

■公民館使用欄

人 数	全 () 人 / うち高校生以下 () 人・うち満65歳以上 () 人・うち障がい者 () 人
減免区分	全額免除 ・ 半額免除 (冷房料を除く) ・ 減免対象外

那覇市公民館の定期利用に関する要綱

平成22年3月25日生涯学習部長決裁

平成27年3月31日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市公民館の運営に関する要綱(平成22年3月25日生涯学習部長決裁。以下「運営要綱」という。)第7条の規定に基づき、公民館の定期利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定期利用 団体が公民館を利用する場合において、原則として、1月につき1回以上かつ1週間につき1回以内の範囲内において、一定の曜日、時間及び部屋を継続して利用することをいう。
- (2) 団体登録 教育長が、定期利用に係る団体を登録することをいう。

(定期利用できる団体)

第3条 公民館を定期利用できる団体は、原則として、代表者及び構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学し、かつ、構成員が10人以上である団体とする。

(定期利用できる期間)

第4条 1団体が定期利用できる期間は年度を単位とし、原則として毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(定期利用の制限)

第5条 1団体が複数の公民館において定期利用してはならない。

- 2 1団体が定期利用できる時間は、1回につき原則として2時間以内とする。
- 3 定期利用に係る1回当たりの時間帯は、教育長が定めるものとする。

(団体登録の申請)

第6条 公民館を定期利用しようとする団体は、那覇市公民館定期利用団体登録申請書(第1号様式)に会員名簿(第2号様式)及び団体の規約を添えて、教育長

に申請しなければならない。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に受け付けるものとする。

(1) 年度を通じての定期利用 原則として当該年度の前年度2月

(2) 年度の中途からの定期利用 随時

(団体登録の通知及び調整)

第7条 教育長は、前条第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、
適当と認めるときは、那覇市公民館定期利用団体登録決定通知書(第3号様式)
を交付するものとする。

2 教育長は、前条第2項第1号の区分に係る申請を受け付けた場合において、当該申請事項のうち、曜日、時間及び部屋が重複する団体があるときは、これを調整するものとする。

(団体登録の変更等)

第8条 前条の規定により団体登録された団体(以下「定期利用団体」という。)は、団体登録事項に変更が生じた場合は、教育長に届け出なければならない。

2 定期利用団体が公民館を定期利用しないこととなった場合は、那覇市公民館定期利用取りやめ届(第4号様式)を教育長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 定期利用団体が、那覇市公民館条例(平成21年那覇市条例第26号。以下「条例」という。)第10条第3号から第5号までのいずれかに該当する場合の基準日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 年度を通じての定期利用 当該年度の4月1日

(2) 年度の中途からの定期利用 使用料の減免の申請を行う日

2 条例第10条第3号から第5号までに該当しなかった定期利用団体が、年度の中途において同条第3号から第5号までのいずれかに該当した場合は、使用料の減免の申請を行うことができる。

3 条例第10条第3号から第5号までのいずれかに該当することにより使用料の減免を受けている定期利用団体が、年度の中途において同条第3号から第5号までに該当しなくなった場合は、教育長に届け出なければならない。

4 教育長は、前項の届出があった場合は、当該届出を受け付けたときから使用

料の減免を停止し、その旨を通知するものとする。

(優先利用)

第10条 定期利用団体が、那覇市公民館条例施行規則(平成22年那覇市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条に規定する利用許可の申請(以下「利用申請」という。)を行う場合において、原則として、利用しようとする日の属する月の前月の初日から7日までの間に受け付けたときは、定期利用団体以外の団体に優先して利用できるものとする。

(優先利用の例外)

第11条 前条の規定にかかわらず、教育長は、定期利用団体以外の団体による公用又は公益の目的での利用申請を受け付けた場合において、当該申請事項のうち、日時及び部屋が重複する定期利用団体があるときは、原則として定期利用団体以外の団体を優先するものとする。

(団体登録の取消し)

第12条 教育長は、定期利用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、団体登録を取り消すことができる。

- (1) 条例、規則、運営要綱及びこの要綱に違反したとき。
- (2) 第3条に規定する定期利用できる団体でなくなったとき。
- (3) 教育長へ届け出ず2月以上利用しなかったとき。
- (4) その他教育長が定期利用団体として不相当と認めるとき。

(遵守事項)

第13条 定期利用団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 団体への加入を希望する者がある場合は、これに応ずるよう努めること。
- (2) 定期利用する公民館及び地域での奉仕活動に協力するよう努めること。
- (3) 講師の指導を受ける団体において、当該講師に謝礼金を支払う場合は、本市の講師謝礼支払基準を超えない範囲内において支払うこと。ただし、団体の構成員が講師である場合は、謝礼金を支払わないこと。

(準用)

第14条 第2条から前条までの規定は、指定管理者に公民館の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの

とする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条、第5条から第9条まで、 第11条及び第12条	教育長	指定管理者
第9条(見出しを含む。)	使用料	利用料金

付 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 那覇市公民館における団体登録及び定期的利用に関する要綱(平成10年2月23日教育長決裁)は、廃止する。
- 3 団体登録に関する手続その他この要綱の施行に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 4 この要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、適宜修正の上従前の様式を使用することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、適宜修正の上従前の様式を使用することができる。

※この面は講師に記入してもらって下さい。講師がいない場合は記入不要です。

講 師 に つ い て	(フリガナ) 氏名	年 月 日 生	
	印	電 話	自 宅
	住所	職 場	又 携 帯
	肩書(所属)	資 格	
	当該団体活動以外の指導について <input type="checkbox"/> 指導可 <input type="checkbox"/> 指導不可 ※指導可の場合①②へ		
	①指導可能な年代		
	<input type="checkbox"/> 幼 児 <input type="checkbox"/> 小 学 生 <input type="checkbox"/> 中 学 生 <input type="checkbox"/> 高 校 生 <input type="checkbox"/> 成 人 ・ 一 般 <input type="checkbox"/> 高 齢 者 <input type="checkbox"/> 全 般 <input type="checkbox"/> そ の 他 () ※複数回答可		
	②希望する謝礼金 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り → 有りの場合 時給 円 <input type="checkbox"/> 応相談		
	※当該団体活動内容以外にも指導可能な内容があれば記入して下さい。		
承 諾 書	講師の個人情報について、承諾する項目にチェックをしてください。 ①公民館窓口や電話での問合せ及び各種チラシ等で情報提供することについて承諾します。 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話(自宅) <input type="checkbox"/> 電話(職場又は携帯) <input type="checkbox"/> 肩書及び資格 <input type="checkbox"/> 指導可能な内容及び年代 <input type="checkbox"/> 希望する謝礼金 ②那覇市教育委員会ホームページや沖縄県生涯学習情報提供システム等インターネット上での情報提供も承諾します。 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話(自宅) <input type="checkbox"/> 電話(職場又は携帯) <input type="checkbox"/> 肩書及び資格 <input type="checkbox"/> 指導可能な内容及び年代 <input type="checkbox"/> 希望する謝礼金 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 講 師 名 印 </div>		

★注意事項

- 1 「活動内容」は具体的に記入してください。
- 2 該当する□の欄をチェックしてください。
- 3 団体名や活動内容等の団体情報は、公民館窓口・インターネット等で広く市民に対して公開させていただきます。ただし、団体等の代表者や講師に係る個人情報については、承諾を得られたものだけに公開させていただきます。生涯学習振興のための情報提供にご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 4 会員名簿を添付してください。貴団体で作成済みの名簿があれば、それをA4版にコピーして添付しても結構です。ただし、氏名、年齢、性別、住所、電話番号が明記されているものに限ります。

講師名刺のり付け場所

代表者名刺のり付け場所

※講師及び代表者の名刺があればのり付けしてください。

会 員 名 簿

年 月 日

団体名	
-----	--

●減免対象である満65歳以上の方は生年月日を、高校生以下は学校名を、障がい手帳をおもちの方は、種類と番号を備考欄に記載して下さい。
(個人情報は減免審査目的外には使用しません)

No.	氏 名	年 齢	性 別	住 所	連 絡 先 (☎)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

■公民館使用欄

人 数	全 () 人 / うち高校生以下 () 人・うち満65歳以上 () 人・うち障がい者 () 人
減免区分	全額免除 ・ 半額免除 (冷房料を除く) ・ 減免対象外

那覇市公民館定期利用団体登録決定通知書

（ ）年度 那覇市公民館の定期利用に係る団体登録について、下記のとおり
決定したので、通知します。

記

団 体 名 : (_____)

活 動 曜 日 : 毎月・毎週 曜日

活 動 時 間 : 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分

活 動 場 所 : (_____)公民館・部屋名 (_____)

定期利用期間 : _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

年 月 日

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長
(指 定 管 理 者)

※ 那覇市公民館条例、那覇市公民館条例施行規則、那覇市公民館の運営に関する要綱及び那覇市公民館の定期利用に関する要綱の規定に違反した場合は、公民館の利用を停止し、または取り消す場合がありますので、ご注意ください。

※その他別紙「公民館利用のこころえ」をよく読んでください。

那覇市公民館定期利用取りやめ届

年 月 日

那覇市教育委員会教育長 宛
（ 指 定 管 理 者 ）

団 体 名 :

代 表 者 名 :

次のとおり那覇市公民館の定期利用を取りやめます。

①定期利用を取りやめる日（ 年 月 日以降）

②理 由 （ ）

決 裁	館 長	係 員	受付 決裁	年	月	日
				年	月	日
備 考						

那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム の運営に関する要綱

平成23年5月20日生涯学習部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市公民館条例施行規則(平成22年那覇市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。)の規定に基づき、プラネタリウムの運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(プラネタリウムの運営目的)

第2条 プラネタリウムは、青少年等の天文学習にこれを活用し、宇宙の構造やその運動などをわかりやすく理解させ、自然科学的な思考力や洞察力を育成するとともに、とかく観望が困難になりがちな星空を再現することによって、星空の美しさを感じさせ、青少年の情緒を豊かにするために運営する。

(観覧の制限)

第3条 プラネタリウムの観覧について、次のとおり制限を設ける。

- (1) 投影1回当たりの定員は84人とする。
- (2) プラネタリウムへの入場は、投影の15分前から開始し、投影開始後の入退場は原則として認めない。
- (3) 那覇市公民館条例(平成21年那覇市条例第26号)別表第2における高校生、小中学生及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による幼児が団体が観覧する場合は、引率者が同伴しなければならない。
- (4) 毎年9月における団体を対象とする投影は、小学生向けの学習投影を優先する。

(投影時間及び観覧対象者)

第4条 プラネタリウムの投影時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 個人及び幼児以外の団体が観覧する場合 約50分
 - (2) 幼児の団体が観覧する場合 約40分
- 2 プラネタリウムの投影開始時間及び観覧対象者は、次のとおりとする。ただし教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

通常期(繁忙期以外の時期)

投影開始時間	観 覧 対 象 者			
	水・木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前10時	団体	団体		
午後1時30分			個人(幼児)	個人(幼児)
午後2時	団体	団体		
午後3時			個人(児童)	個人(児童)
午後5時			個人(一般)	
午後6時30分		個人(一般)		

繁忙期(7月、8月及び那覇市立小学校及び中学校管理運営規則第3条第1項第3号及び第5号から第7号までに規定する学校の休業日)

投影開始時間	観覧対象者			
	水・木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前10時	団体	団体		
午前11時	団体	団体	団体(幼児)	
午後1時30分			個人(幼児)	個人(幼児)
午後2時	団体	団体		
午後3時			個人(児童)	個人(児童)
午後3時30分	個人(児童)	個人(児童)		
午後5時			個人(一般)	個人(一般)
午後6時30分		個人(一般)		

3 団体を対象とする投影について、観覧の許可を受けた団体以外の団体又は個人が同時観覧を希望する場合は、教育長が同時観覧の可否を決定するものとする。ただし、団体を対象とする投影のうち、幼児向けの投影については、観覧の許可を受けた団体以外の団体が同時観覧を希望する場合は、原則として同時観覧を許可するものとする。

(休演日及び休演期間)

第5条 プラネタリウムの休演日及び休演期間は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日及び火曜日
- (2) プラネタリウムの定期及び緊急メンテナンスに必要な期間
- (3) プラネタリウム番組の入れ替えに必要な期間

(団体の観覧許可の申請)

第6条 団体を対象とする投影を観覧しようとする団体の代表者は、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧許可申請書(第1号様式)により前週の金曜日までに教育長に申請しなければならない。

2 前項の申請に係る毎年度の受付開始日は次のとおりとする。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 本市内の団体 4月1日
- (2) 本市外の団体 5月1日

3 第1項の申請は、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館において、原則として、那覇市の休日定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条第1項に規定する本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間において受け付けるものとする。

4 小学生、中学生及び高校生向けの学習投影を希望する場合は、第1項の規定による申請の際、その旨を申し出るものとする。

(団体の観覧の許可)

第7条 教育長は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧許可書(第2号様式。以下「観覧許可書」という。)を交付するものとする。

2 前項の観覧の許可を受けた者は、観覧する際、観覧許可書を係員に提示しなければならない

ない。ただし、教育長が必要でないと認めたときは、この限りでない。

(観覧料の納付等)

第8条 観覧料の納付は、観覧券の購入により行うものとする。

2 観覧しようとする者が観覧券を誤購入した場合は、係員に届け出てその指示を受けなければならない。

(観覧料の還付及び減免に係る様式等)

第9条 規則第9条及び第10条に定める書類の様式は、次のとおりとする。

(1) 那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料還付申請書(第3号様式)規則第9条関係

(2) 那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料還付通知書(第4号様式)規則第9条関係

(3) 那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料減免申請書(第5号様式)規則第10条関係

(4) 那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料減免通知書(第6号様式)規則第10条関係

2 規則第10条第3項の規定により観覧料の減免を受けようとする者が、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料減免申請書(以下「観覧料減免申請書」という。)により申請する場合において、規則第10条第1項第1号又は第13号に該当するときは、該当することを確認できる書類を添えなければならない。

3 規則第10条第3項ただし書の規定に基づき、観覧料の減免を受けようとする者が、規則第10条第1項第2号、第5号から第12号まで及び第2項のいずれかに該当する場合は、該当することを確認できる書類を提示することにより、観覧料減免申請書による申請を省略することができるものとする。

付 則

1 この要綱は、那覇市公民館条例の一部を改正する条例(平成22年那覇市条例第38号)の施行の日から施行する。

2 久茂地公民館プラネタリウム運営要領(平成8年6月12日決裁)は、廃止する。

3 観覧許可に関する手続その他この要綱の施行に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、適宜修正の上従前の様式を使用することができる。

那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧許可申請書

年 月 日

那覇市教育委員会教育長 宛

団体名			代表者氏名			
住所			申請者名 (引率者名)			
電話番号			FAX番号			
観覧日	年 月 日 ()		投影開始時間	時 分		
観覧人数	大人	人	うち男性	人	うち女性	人
	高校生	人	うち男性	人	うち女性	人
	中学生	人	うち男性	人	うち女性	人
	小学生	人	うち男性	人	うち女性	人
	幼児	人	うち男性	人	うち女性	人
	合計	人	うち男性	人	うち女性	人

那覇市公民館条例及び那覇市公民館条例施行規則を承知の上、上記のとおり申請します。

(公民館使用欄)

年 月 日	備考		受付番号	
		館長	係員	

那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧許可書

団体名		代表者氏名	
住所		申請者名 (引率者名)	
電話番号		FAX番号	
観覧日	年 月 日 ()	投影開始時間	時 分
観覧人数	大人	人	うち男性 人 うち女性 人
	高校生	人	うち男性 人 うち女性 人
	中学生	人	うち男性 人 うち女性 人
	小学生	人	うち男性 人 うち女性 人
	幼児	人	うち男性 人 うち女性 人
	合計	人	うち男性 人 うち女性 人

(観覧許可についての留意事項)

那覇市公民館条例及び那覇市公民館条例施行規則を守ること。

上記のとおり観覧を許可する。

年 月 日	那覇市教育委員会教育長	印	許可番号	
-------	-------------	---	------	--

那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料還付申請書

年 月 日

那覇市教育委員会教育長 宛

団体名		代表者氏名	印
代表者住所		電話番号	

プラネタリウム観覧料の還付について、那覇市公民館条例施行規則第9条第2項の規定により下記のとおり申請します。

観覧日時	年	月	日	時	分	～	時	分
還付申請額	(観覧料) (観覧できなかった時間) (観覧できなかった人数) (還付申請額)							
	大人	円×		時間×			人=	円
	高校生	円×		時間×			人=	円
	小中学生	円×		時間×			人=	円
	合計額 =							
還付申請理由	天災その他不可抗力又はプラネタリウムの管理上の理由							
	()							
その他 ()								

振込先口座	金融機関名	琉銀・沖銀・海銀・労金 その他()	支店名 (支店番号)	支店 ()
	預金種目	普通・当座	口座番号	
	口座名義(団体名がある通帳は、団体名から全て記入し、必ずフリガナを振ってください。) (フリガナ)			

領収書半券
貼り付け欄

決裁欄	館長	係員

那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料還付通知書

団体名		代表者氏名	
代表者住所		電話番号	

プラネタリウム観覧料の還付について、那覇市公民館条例施行規則第9条第3項の規定により下記のとおり通知します。

観覧日時	年	月	日	時	分	～	時	分	
還付申請額	(観覧料) (観覧できなかった時間) (観覧できなかった人数) (還付申請額)								
	大人	円×	時間×	人=					円
	高校生	円×	時間×	人=					円
	小中学生	円×	時間×	人=					円
	合計額 =								円
還付申請理由	天災その他不可抗力又はプラネタリウムの管理上の理由 ()								
	その他 ()								

振込先口座	金融機関名	琉銀・沖銀・海銀・労金 その他()	支店名 (支店番号)	支店 ()
	預金種目	普通・当座	口座番号	
	口座名義(団体名がある通帳は、団体名から全て記入し、必ずフリガナを振ってください。) (フリガナ)			

決定区分	許可・不許可	(理由)
年	月	日
那覇市教育委員会教育長		印

那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料減免申請書

年 月 日

那覇市教育委員会教育長 宛

団 体 名		代表者氏名	印
代表者住所		電話番号	

プラネタリウム観覧料の減免について、那覇市公民館条例施行規則第10条第3項の規定により下記のとおり申請します。

観覧目的 (行事名等)					
観覧日時	年	月	日	時 分 ~	時 分
観覧人数 および内訳	人	うち大人	人	うち高校生	人
		うち小中学生	人		
減免の理由 (該当する箇所に ○をつけてください。)	(1)本市が主催又は共催する行事において参加者が観覧する (全額)				
	(2)本市内の小中学校に在籍している児童生徒が、教育課程に基づく学習活動のために観覧する (全額)				
	(3)本市内の幼稚園、小中学校の教職員等が、教育課程に基づく学習活動のために幼児、児童生徒を引率して観覧する (全額)				
	(4)その他教育長が必要と認める場合 (全額)				
	(5)上記以外の場合 (全額・半額) 【				
関係書類の添付	無	有	書類名	チラシ・パンフレット・名簿・その他()	

(公民館使用欄)

決 定 内 容	減免する	減 免 割 合	全 額	半 額
		減免後の観覧料(大人)		円/1人1回につき
		減免後の観覧料(高校生)		円/1人1回につき
	減免後の観覧料(小中学生)		円/1人1回につき	
	減免しない	【理由】		
		決裁欄	館長	係員

那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧料減免通知書

団 体 名		代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所		電 話 番 号	

プラネタリウム観覧料の減免について、那覇市公民館条例施行規則第10条第4項の規定により下記のとおり通知します。

観 覧 目 的 (行 事 名 等)					
観 覧 日 時	年	月	日	時 分 ~ 時 分	
観 覧 人 数 お よ び 内 訳	人	うち大人	人	うち高校生	人
		うち小中学生	人		
減 免 の 理 由 (該 当 する 箇 所 に ○ を つ け て く だ さ い 。)	(1)本市が主催又は共催する行事において参加者が観覧する (全額)				
	(2)本市内の小中学校に在籍している児童生徒が、教育課程に基づく学習活動のために観覧する (全額)				
	(3)本市内の幼稚園、小中学校の教職員等が、教育課程に基づく学習活動のために幼児、児童生徒を引率して観覧する (全額)				
	(4)その他教育長が必要と認める場合 (全額)				
	(5)上記以外の場合 (全額・半額) 【				
関 係 書 類 の 添 付	無	有	書 類 名	チラシ・パンフレット・名簿・その他()	

決 定 内 容	減免する	減 免 割 合	全 額	半 額
		減免後の観覧料(大人)		円/1人1回につき
		減免後の観覧料(高校生)		円/1人1回につき
	減免後の観覧料(小中学生)		円/1人1回につき	
	減免しない	【理由】		
年 月 日		那覇市教育委員会教育長 印		

地域学習支援事業における 講師派遣要綱

〔平成10年4月7日〕
教育長決裁

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会教育法第5条第1項における規定に基づき、地域の団体が行う社会教育活動のうち、講師を招聴し学習する事業に対し、那覇市が講師を派遣することをもって社会教育の振興に寄与することを目的として、講師派遣に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象団体)

第2条 派遣対象団体は、本市に在住又は在勤在学する10人以上の者で構成する団体で、政治、宗教及び営利活動を行わない団体とする。

(学習内容)

第3条 学習内容は、地域に根ざした生活課題、教育、芸術及び文化に関するものとする。

(講師選定)

第4条 講師の選定は、講師派遣の申請を行う団体もしくは公民館と団体が協議の上、学習内容に即した講師を選定するものとする。

(申 請)

第5条 講師派遣を受けようとする団体は、実施1ヶ月前までに講師派遣申請書兼決定通知書(様式1)及び学習計画書(様式2)を各公民館長へ提出する。

(決 定)

第6条 館長は、前条の申請に対し講師派遣の可否の決定をした場合は、申請の受け付けをした日から一週間以内に、講師派遣申請書兼決定通知書により、申請団体に対し通知する。

(変 更)

第7条 前条の決定通知に係る学習計画を変更しようとするときは、速やかに講師派遣申請変更届兼承認書(様式4)を各公民館へ提出し、その承認を受けなければならない。

(講師派遣回数)

第8条 講師派遣回数は、1団体につき1会計年度中5回迄とする。

(講師謝礼金)

第9条 講師謝礼金は本市の基準により本市が支給し、他の行政機関からの重複充当は認めない。

(報告)

第10条 講師派遣を受けた団体は、学習終了後3日以内に学習報告書(様式3)及び関係書類を提出する。

(実施運営)

第11条 実施運営については、講師派遣実施要領に定める。

(講師派遣の取消し)

第12条 講師派遣要綱の趣旨及び申請内容に反すると認められた場合は、講師派遣を取り消すことができる。この場合において、その運営に要した経費について本市は一切の責任を負わない。

付 則

この要綱は、平成10年4月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年5月6日から施行する。

講師派遣申請書兼決定通知書

平成 年 月 日

公民館長 殿

申請者 団体名称 _____

代表者名 _____ (印)

住 所 _____

電話番号 _____

連絡担当者名 _____ TEL _____

地域学習支援事業における講師派遣要綱にもとづき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業名			
趣 旨	<hr/> <hr/>		
学 習 内 容	別紙学習計画書のとおり		
対 象 者		参加予定人数	人

※添付書類：学習計画書（様式2）、参加者名簿

上記の講師派遣申請について、別紙学習計画書により決定してよろしいか。	決 裁				
	館 長		主 査		係
決裁年月日	平成	年	月	日	

上記講師派遣申請について、別紙学習計画書に添って派遣決定を通知する。					
平成	年	月	日	公民館長	

平成 年度 学習計画書

※太枠のみご記入ください。

団体名 _____

1	講師名		所属・役職		連絡先	
	学 習 内 容					
	開 催 日 時	平成 年 月 日 ()		時～ 時		
	開 催 場 所	TEL			学習形態	

派遣一可 否	否の理由：	報償費決定額	円× 時間
--------	-------	--------	-------

2	講師名		所属・役職		連絡先	
	学 習 内 容					
	開 催 日 時	平成 年 月 日 ()		時～ 時		
	開 催 場 所	TEL			学習形態	

派遣一可 否	否の理由：	報償費決定額	円× 時間
--------	-------	--------	-------

3	講師名		所属・役職		連絡先	
	学 習 内 容					
	開 催 日 時	平成 年 月 日 ()		時～ 時		
	開 催 場 所	TEL			学習形態	

派遣一可 否	否の理由：	報償費決定額	円× 時間
--------	-------	--------	-------

4	講師名		所属・役職		連絡先	
	学 習 内 容					
	開 催 日 時	平成 年 月 日 ()		時～ 時		
	開 催 場 所	TEL			学習形態	

派遣一可 否	否の理由：	報償費決定額	円× 時間
--------	-------	--------	-------

5	講師名		所属・役職		連絡先	
	学 習 内 容					
	開 催 日 時	平成 年 月 日 ()		時～ 時		
	開 催 場 所	TEL			学習形態	

派遣一可 否	否の理由：	報償費決定額	円× 時間
--------	-------	--------	-------

学 習 報 告 書

平成 年 月 日

公民館長 殿

申請者 団体名称 _____

代表者名 _____ (印)

住 所 _____

電話番号 _____

連絡担当者名 _____ TEL _____

地域学習支援事業における講師派遣要綱にもとづき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

事業名			
学習内容			
開催日時	平成 年 月 日 () 時 ~ 時		
開催場所			
講師名		参加人数	人
学習報告 (成果、反省等)		
		
		

※添付書類：参加者名簿、学習風景（写真等）

上記のとおり完了したことを認めます。	決 裁				
	館長		主査		係
決裁年月日	平成 年 月 日				

講師派遣申請変更届兼承認書

公民館長 殿

申請者 団体名称 _____

代表者名 _____ (印)

住 所 _____

電話番号 _____

連絡担当者名 _____ TEL _____

地域学習支援事業における講師派遣について先に決定を受けた内容について、下記のとおり変更いたします。
平成 年 月 日

記

事業名 _____

変更理由 _____

変更後 (変更する部分のみ記入してください)

講師名		所属・役職		連絡先	
学習内容					
開催日時	平成	年	月	日 ()	時～ 時
開催場所	TEL			学習形態	

変更前 (変更する部分のみ記入してください)

講師名		所属・役職		連絡先	
学習内容					
開催日時	平成	年	月	日 ()	時～ 時
開催場所	TEL			学習形態	

公民館記入欄

上記の変更を承認 (します ・ しません) ※承認しない理由	報償費決定額		円× 時間		
	決 裁				
	館 長		主 査		係
決裁年月日 平成 年 月 日					

地域学習支援事業における 講師派遣実施要領

〔平成14年6月21日〕
中央公民館長決裁

- 1 目的 市内で活動している団体（政治・宗教・営利活動関連団体及び行政より補助金等の支援を受けている協会や連合会等を除く）が、自主的に地域の課題や生活課題をテーマに学習を行うときに、公民館が講師を派遣して学習活動を支援する。
- 2 派遣対象外 派遣対象外は、次に掲げる団体・内容とする。
 - ① 公民館定期利用団体（サークル）及び趣味的な団体（サークル）等の定例活動。
 - ② 申請団体の会員が講師として実施する事業。
 - ③ 行政より補助金等の支援を受けている協会、連合会等の団体。但し、下部組織は除く。
- 3 学習内容 学習内容は、次に掲げるものとする。
 - ①身近な生活課題 ②教育課題 ③地域の歴史・文化 ④健康づくり（スポーツは除く）
 - ⑤地域リーダー養成 ⑥ボランティア養成 ⑦その他、社会教育活動に関する学習
- 4 手続き方法
 - ① 申請は実施予定日1ヶ月前までに、講師派遣申請書兼決定通知書（地域学習支援事業における講師派遣要綱（以下「要綱」という。）様式1）に学習計画書（要綱様式2）及び参加者名簿（第2号様式）を添えて公民館（中央・久茂地・小祿南・首里・若狭・石嶺）に申請し、1週間以内に決定を受ける。
 - ② 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに講師派遣申請変更届兼承認書（要綱様式4）を提出し、公民館の承認を得る。
 - ③ 学習終了後3日以内に学習報告書（要綱様式3）、参加者名簿及び関係書類等を提出する。
 - ④ 講師の選定にあたっては、公民館と調整する。
 - ⑤ 実施経費については、講師謝礼金以外の経費は団体が負担する。
 - ⑥ 広報、運営、講師依頼状、講師送迎、講師礼状等は団体が行う。
 - ⑦ 講師への謝礼金の支払いは、原則として口座振込とする。団体が公民館で謝礼金を代理受領する場合は、受取人本人の印鑑を講師派遣原簿（第1号様式）の受領印欄に押印すること。（受取人は、団体の代表者か申請書に明記した連絡担当者に限る。）
 - ⑧ その他必要事項については公民館と調整する。
- 5 派遣回数等 要綱第8条に規定する派遣回数については、次のとおりとする。
 - ① 2時間の学習につき、1回の派遣回数とする。2時間未満であっても1回とみなす。
 - ② 同一講座で、複数の講師及び助手を派遣する場合は、講師の人数で派遣回数を数える。
- 6 様式 要綱で定めた以外に次の様式を利用する。
 - ① 講師派遣原簿（第1号様式）.....謝礼金を代理受領する場合に押印する
 - ② 参加者名簿兼出席簿（第2号様式）...参加者名簿と出席簿の両方に利用
 - ③ 領収書（第3号様式）.....謝礼金の領収書として利用（個人用）
 - ④ 領収書（第3号様式の2）.....謝礼金の領収書として利用（団体用）

付 則

この要領は、平成14年6月21日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年8月2日から施行する。

講師派遣原簿

No.	団体 代表者名	回	受付 月日	派遣 月日	学習内容 (テーマ等)	講師名	決定通知 受領者名	報償費		報告書 提出日	人数
								金額	受領日		
		1						円× 時間			
		2						円× 時間			
		3						円× 時間			
		4						円× 時間			
		5						円× 時間			
		1						円× 時間			
		2						円× 時間			
		3						円× 時間			
		4						円× 時間			
		5						円× 時間			
		1						円× 時間			
		2						円× 時間			
		3						円× 時間			
		4						円× 時間			
		5						円× 時間			

※ 報償費の受取人は、講師派遣申請書兼決定通知書(要綱様式1)に記載されている申請団体の代表者または連絡担当者に限る。

(第2号様式)

参加者名簿兼出席簿

団体名: _____

No. _____

No.	氏名	年代	住所	日付・出欠				
				/	/	/	/	/
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

(第3号様式)

領 収 書

ただし、平成 年度地域学習支援事業の講師謝礼金として

受 給 額	所 得 税	差引受給額	領 収 日	領 収 印
円	円	円	平成 年 月 日	

氏 名	
住 所	
生年月日	年 月 日

(第3号様式の2)

領 収 書

ただし、平成 年度地域学習支援事業の講師謝礼金として

受 給 額	領 収 日	領 収 印
円	平成 年 月 日	

団 体 名	
代 表 者 名	
所 在 地	

うるく地域づくり連絡協議会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 うるく地域づくり連絡協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局は、小祿南公民館内に置く。

(目的)

第2条 本協議会は、21世紀を担う健やかな青少年を育てるとともに、豊かで明るく住みよい地域づくりに務めることを目的とする。

(活動事項)

第3条 本協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 組織団体（以下「団体」という。）の情報交換及び、団体相互の連携（ネットワーク）を図る。
- (2) ふれあいの輪を広げるため、必要に応じて地域づくりに関する各種事業を実施する。
- (3) 小祿地域における伝統文化の継承及び復活を図る。
- (4) 地域住民の福祉と相互の親睦を図る。
- (5) その他の目的達成に必要なこと。

(方針)

第4条 本協議会は、地域住民の教育と福祉を本旨とする民主団体として次の方針によって活動する。

- (1) 自主独立の団体であって、いかなる団体の支配、統制、干渉をも受けない。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく営利だけを目的とするような行為は行わない。
- (3) 本協議会の名称又は役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

第2章 組 織

(組織)

第5条 本協議会の組織は、次の通りとする。

1 小祿地域にある団体。

- (1) 小祿地区自治会連合会
- (2) 小祿地区老人クラブ連合会
- (3) 小祿校区婦人会
- (4) 小祿青年連合会
- (5) 小祿地区行政連絡会
- (6) 小祿地区小・中学校長、教頭連絡会
- (7) 小祿・垣花小中学校PTA連絡協議会
- (8) 小祿北地域福祉推進会
- (9) 小祿西地域福祉推進会
- (10) 小祿南地域福祉推進会

- (11) 小禄中学校区青少年健全育成協議会
 - (12) 鏡原中学校区青少年健全育成協議会
 - (13) 金城中学校区青少年健全育成協議会
 - (14) 小禄地区子ども会連絡協議会
 - (15) 那覇市スポーツ推進委員（小禄地区担当）
 - (16) 那覇市教育委員会教育相談課 青少年指導員（小禄支部）
 - (17) 小禄・豊見城地区 少年補導員協議会
 - (18) 那覇大綱挽回保存会小禄実行委員会
 - (19) 小禄第一民生委員児童委員協議会
 - (20) 小禄第二民生委員児童委員協議会
 - (21) 小禄第三民生委員児童委員協議会
 - (22) うるくの歴史と文化を語る会
 - (23) その他、上記団体に加入していない団体
- 2 その他、本協議会の趣旨に賛同する者及び企業団体。

第3章 役員

（役員）

第6条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長・・・・・・・・・・1名
- (2) 副会長・・・・・・・・・・5名
- (3) 事務局長・・・・・・・・・・1名
- (4) 事務局長補佐・・・・・1名
- (5) 運営委員・・・・・・・・・・4名
- (6) 評議員・・・・・・・・・・若干名
- (7) 監査役・・・・・・・・・・2名
- (8) 会計・・・・・・・・・・1名

2 本協議会に、相談役を若干名置くことができる。

（役員を選出）

第7条 役員は、次の方法によって選出する。

- 1 会長、副会長並びに監査役は、運営委員会の選考により評議員会で推薦し、総会の承認を得るものとする。
- 2 運営委員は、各部会の代表でもって充てる。
- 3 評議員は、運営委員及び各種団体の代表、正副会長経験者でもって充てる。
- 4 事務局長、事務局補佐、会計は会長が指名し、評議員会に報告するものとする。
- 5 相談役は、会長が委嘱し評議員会に報告するものとする。

（役員任期）

第8条 役員任期は、次のとおりとする。

- 1 役員任期は1年とする。但し再選を妨げない。
- 2 役員欠員によって就任した者は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期とは、後任者が就任するまでをいう。

(役員の仕事)

第 9 条 本協議会の役員並びに監査役の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本協議会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときはその仕事を代理する。
- (3) 事務局長は、会務の連絡調整を図り、本会の円滑な運営に努める。
- (4) 事務局長補佐は、事務局長の補佐をする。
- (5) 会計は、本会の会計業務を行う。
- (6) 運営委員は、本会の事業実施の企画運営にあたる。
- (7) 評議員は、本会の重要事項を審議する。
- (8) 監査役は、本会の会計業務を監査し、その結果を評議員会及び定期総会で報告する。
- (9) 相談役は、会務に重要な事項に関する相談を受ける。

第 4 章 機 関

(機関)

第 10 条 本協議会は、円滑な運営と目的を達成するために次の機関を置く。但し、臨時に特別委員会を設けることができる。

- (1) 総会
- (2) 評議員会
- (3) 運営委員会
- (4) 総務部会
- (5) 広報部会
- (6) 健全育成部会
- (7) 研修部会
- (8) 特別委員会 (第 7 章補則の第 23 条に適用)

(総会)

第 11 条 総会は本協議会の最高議決機関であって、第 5 条の組織団体の代議員で構成し、毎年 6 月末日までに開催する。

2 臨時総会は、評議員の過半数の要求又は、会長が必要と認めたとき、これを開催することができる。

3 総会の議長は、そのつど評議員の中から選出する。

4 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長でこれを決する。但し、出席者とは委任状を含めるものとする。

5 総会の付議事項は、次の通りとする。

- (1) 会則改正案の承認
- (2) 活動経過報告の承認
- (3) 会計監査報告の承認
- (4) 決算の承認
- (5) 活動計画案の承認

- (6) 予算案の承認
- (7) 会長、副会長並びに監査役選出の承認
- (8) その他、本協議会の重要な事項
(評議員会)

第 1 2 条 評議員会は、総会に次ぐ議決機関であって、緊急の時は総会に変わることができる。

- 2 評議員会は、会長、副会長、事務局長、事務局長補佐、会計並びに評議員でもって構成する。
- 3 評議員会は、必要に応じて会長が召集する。
- 4 評議員会の付議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会の付議を得なければならない事項の審議と推薦
 - イ 会則改正案、活動経過報告、会計監査報告、決算、活動計画案、予算書案、の審議
 - ロ 会長、副会長、監査役の推薦
 - (2) 総会で付託された事項の承認
 - イ 細則改正、特別委員会の設置、その他趣旨に賛同する者の入会
 - (3) その他、会務に必要な事項
(運営委員会)

第 1 3 条 運営委員会は、本協議会の執行機関で会長、副会長、事務局長、事務局長補佐、会計並びに運営委員で構成する。

- 2 運営委員会は、必要に応じて会長が召集する。
- 3 運営委員会の処理事項は、次の通りとする。
 - (1) 総会、評議員会での議決事項の処理。
 - (2) 評議員会への提案事項の立案。
 - (3) 各部会間の活動計画、実施の連絡調整。
 - (4) 予算の流用の承認。
 - (5) その他本協議会の運営に必要なこと。
(各部会の構成)

第 1 4 条 各部会は、第 5 条第 1 項及び第 2 項の組織から選出された者で、会長が委嘱し、構成する。但し、その外の入部を希望する者は、会長及び所属希望部会の承認を得て 構成員となることができる。

- 2 各部の部長 1 名、副部長 2 名は構成する部会の中から互選する。
- 3 部長は、所属する部を代表し統括する。又副部長は、部長を補佐し部に関することを記録する。
- 4 部長は、必要に応じて部会を開催することができる。
- 5 部長は、活動計画の実施に際して他の部又は、役員の協力を求めることができる。
(各部会の活動)

第 1 5 条 本協議会の各部会と活動事項は、次のとおりとする。

- (1) 総務部会
 - イ 総会並びに会議の開催に関すること。
 - ロ 本協議会の年間活動計画案の連絡調整に関すること。
 - ハ 予算並びに決算に関すること。
 - ニ その他、本協議会の運営に必要な事項で他の部に属しないこと。

- (2) 広報部会
 - イ 本協議会の趣旨をふまえ全住民への広報活動の実施に関する事。
 - ロ 組織団体相互の資質向上に資する情報収集と提供に関する事。
 - ハ その他広報活動に関する事。
- (3) 健全育成部会
 - イ 地域環境づくりの推進に関する事。
 - ロ 地域住民スポーツ事業の実施に関する事。
 - ハ その他の健全育成活動に関する事。
- (4) 研修部会
 - イ 各地域伝統文化の継承に関する事。
 - ロ うるくクンジーの復活に関する事。
 - ハ その他の研修事項に関する事。

第5章 経 理

(会計)

第16条 本協議会の経費は、会費、寄付金、及びその他の収入を持って充てる。

(経費)

第17条 本協議会の予算は、会長が評議員会に提起し承認を得て決める。

(支出)

第18条 本協議会の支出は、次のとおりとする。

- (1) 予算の定めるものは、会長、他各部会が提出した起案書によるものとする。
- (2) 予算の定めるもの以外のものは、会長の承認を得た起案書によるものとする。
- (3) 予算の流用は、運営委員会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第19条 本協議会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月末日までとする。

(監査)

第20条 本協議会の会計年度は、毎年1回以上監査を受けるものとする。

2 本協議会の収支計算は、会計年度終了後40日以内に監査を受けなければならない。

第6章 諸 帳 簿

(帳簿と記録)

第21条 本協議会に次の帳簿を備える。

- (1) 団体及び会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 会則
- (4) 会議録及び総会資料
- (5) 各部会の活動報告と記録
- (6) 会計簿(台帳及び補助簿)
- (7) 文書収発簿綴り
- (8) その他本協議会の運営に必要なもの

(保存期間)

第 2 2 条 本協議会の諸帳簿の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 団体及び会員名簿、役員名簿、会則及び細則、総会資料は10年間以上。
- (2) 会議録、各部会の活動記録、会計簿（台帳、補助簿）は10年。
- (3) その他は3年。

第 7 章 補 則

(特別委員会)

第 2 3 条 本協議会は、会長が必要と認めるとき、臨時に特別委員会を置くことができる。但し、会長は評議員会に報告しなければならない。

- 2 特別委員会は、会員又は元会員の中から会長が委嘱した委員で構成し、委員長は互選する。
- 3 特別委員会は、特別な事業又は活動もしくは重要事項達成を目的とし、そのために必要な活動を行う。
- 4 特別委員の任期は、その目的が達成した時、解嘱されるものとする。

(細則)

第 2 4 条 本協議会は、会則で定めるほかに会の運営に必要な細則は評議員会で定めることができる。

- 2 前項の規定により定められた細則は、次期総会に報告しなければならない。

(会則の改正)

第 2 5 条 本協議会の会則の改正は、会長もしくは役員が発議し評議員会で審議し、総会の承認を得なければならない。

(会則、細則の解釈基準)

第 2 6 条 本協議会の会則及び細則の解釈基準は、信義、誠実、及び従来 of 慣行を旨として解釈するものとする。

付 則

この会則は、平成8年3月3日から施行する。

この会則は、平成9年6月21日から施行する。

この会則は、平成11年6月29日から施行する。

この会則は、平成14年6月26日から施行する。

この会則は、平成17年6月22日から施行する。

この会則は、平成22年6月30日から施行する。

この会則は、平成25年6月18日から施行する。

この会則は、平成27年6月17日から施行する。

この会則は、平成30年6月25日から施行する。

小祿地区行政連絡会設置要綱

(目 的)

第1条 小祿地域住民に対する行政サービスの向上を図るため、行政連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会は、前条に規定する目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 連絡会を構成する行政機関（以下「構成機関」という。）の行事計画、行事案内、各種調査のための資料等の情報を交換し、構成機関相互の密接な連携を図る。
- (2) 構成機関の協力態勢を強化し、より充実した行政サービスの提供をする。
- (3) 上記各号に規定するもののほか、地域住民に対する行政サービスの向上及び地域の活性化を図るための情報を収集する。

(構 成)

第3条 連絡会は、次の各号に掲げる機関で構成し、会長には小祿支所長、副会長には、小祿南公民館長をもって充てる。

- | | |
|--------------------------------------|------------------|
| (1) 小祿支所 | (6) 療育センター |
| (2) かりゆしうるく（小祿児童館含む） | (7) 保健センター |
| (3) 小祿南図書館 | (8) 小祿学校給食センター |
| (4) 那覇市総合福祉センター
（金城老人憩の家・金城児童館含む） | (9) 宇栄原保育所 |
| (5) 小祿南公民館 | (10) 地域子育て支援センター |

(会 議)

第4条 連絡会の会議は、原則として毎月第4木曜日の15時30分に開催し、各構成機関の持ち回りとする。

2 会議の議事録は、小祿支所長が作成する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し、必要な事項は構成機関の合議で決定する。

附則

- この要綱は、平成22年7月20日から実施する。
この要綱は、平成23年4月1日から実施する。
この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

より住みよい町にするための首里ネットワーク設置要綱

(名 称)

第1条 本会の名称を『より住みよい町にするための首里ネットワーク』(以下『首里ネットワーク』という。)とする。

(目 的)

第2条 『首里ネットワーク』は首里地区にある施設・機関がお互いの情報を交換し合い、密接な連携を図ることによって地域住民に対するサービスの向上に努める。

(活動事項)

第3条 『首里ネットワーク』は前条に規定する目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 構成する機関の行事計画、行事案内のための資料等を交換し合う。
- (2) ネットワークの協力体制を強化し、より充実したサービスの提供について検討する。
- (3) その他上記各号に規定するものの他、地域住民に対するサービスの向上及び地域活性化を図るための協議又は提言を行う。

(構 成)

第4条 『首里ネットワーク』は当面次の各号に掲げる機関で構成し、会長は首里支所長、副会長は森の家みんな、事務局は首里公民館・石嶺公民館で輪番をもって充てる。

- | | | |
|----------------|--------------|--------------------|
| (1) 首里支所 | (14) 石嶺小学校 | (27) 県立芸術大学 |
| (2) 森の家みんな | (15) 大名小学校 | (28) 母子生活支援センターさくら |
| (3) 首里公民館 | (16) 城西小学校 | (29) 県社会福祉協議会 |
| (4) 首里図書館 | (17) 城東小学校 | (30) 首里学校給食センター |
| (5) 石嶺公民館 | (18) 城南小学校 | (31) 那覇警察署首里交番 |
| (6) 石嶺図書館 | (19) 城北小学校 | (32) 北嶺学園 |
| (7) 末吉老人福祉センター | (20) 石嶺中学校 | (33) いしみね救護園 |
| (8) 大名児童館 | (21) 首里中学校 | (34) 首里当蔵保育園 |
| (9) 久場川児童館 | (22) 城北中学校 | (35) 琴の音保育園 |
| (10) 石嶺保育園 | (23) 石嶺児童園 | (36) 日本郵便(株)当蔵郵便局 |
| (11) おおな愛児保育園 | (24) 中央児童相談所 | (37) 地域包括支援センター石嶺 |
| (12) 久場川保育所 | (25) 首里東高等学校 | (38) 報徳保育園 |
| (13) 城北保育園 | (26) 首里高等学校 | (39) 地域包括支援センター大名 |
| | | (40) 地域包括支援センター城西 |

付則

この要綱は、1997年6月19日から施行する。

この要綱は、2013年8月22日から施行する。

この要綱は、2004年7月15日から施行する。

この要綱は、2015年5月21日から施行する。

この要綱は、2005年4月21日から施行する。

この要綱は、2018年5月17日から施行する。

この要綱は、2006年4月20日から施行する。

この要綱は、2007年4月19日から施行する。

この要綱は、2008年4月17日から施行する。

この要綱は、2009年4月16日から施行する。

この要綱は、2010年4月15日から施行する。

この要綱は、2011年4月21日から施行する。

この要綱は、2012年5月24日から施行する。

真和志地区自治公民館長連絡協議会会則

第1章 総則

第1条 本会は、真和志地区自治公民館長連絡協議会と称する。

第2条 本会は、真和志地区の自治公民館長、自治会長及び本会の目的に賛同する者（企業、関係機関等）をもって組織する。（以下「自治公民館長等」という。）

第3条 本会は、自治公民館及び自治会（以下「自治公民館等」という。）相互の連絡提携や学習活動等を通して、真和志地区の教育力の向上を図るとともに、青少年の健全育成、高齢者の生きがいがづくり及び豊かで明るい家庭・地域づくりに寄与することを目的とする。

第2章 事業

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 自治公民館等の運営に関する調査研究をすること。
- (2) 自治公民館等による各種事業の研究集会等に関すること。
- (3) 自治公民館等の関係者の定期的な連絡会の開催と相互の情報交換に関すること。
- (4) 本会への加入促進に関すること。
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業。

第3章 役員

第5条 本会に、次の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 監事 2名
- (4) 事務局長・会計 1名 (5) 事務局補佐（繁多川公民館担当職員） 1名
- (6) 顧問 若干名

第6条 会長及び副会長は、役員会で選出する。

2 役員は、自治公民館長等をもって充てるものとする。

3 監事は、役員会で選出する。

4 事務局長は、役員会の承認を経て会長が委嘱する。

5 事務局補佐は、会長の承認を経て事務局長が委嘱する。

6 顧問は、役員会で推薦し会長が委嘱する。

第7条 本会の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、前任者の残任期間とする。

第8条 本会の役員は、次の事務役割を処理・執行する。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 役員は、本会の重要事項を審議し、会務を執行する。
- (4) 事務局長・会計及び事務局補佐は、会長の命により本会の事務を処理する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査し総会で報告する。
- (6) 顧問は、本会に対する情報提供、助言等を行う。

第4章 会議

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。また、会議は会長が召集し議長となる。

第10条 総会は年1回開催し、次の事項を審議決定する。

(1) 会則改廃の承認 (2) 事業報告及び事業計画の承認 (3) 予算及び決算の承認

(4) 役員会の承認 (5) その他自治公民館等の事業に関する重要事項の承認

第11条 役員会は、必要に応じて開催し、次の事項を審議する。

(1) 会則の改廃 (2) 事業報告及び事業計画 (3) 予算及び決算

(4) 役員を選任 (5) その他自治公民館等の事業に関する重要事項

第12条 総会及び役員会は、定員の過半数（委任含む）が出席しなければ開催することができないものとする。

2 総会及び役員会は、出席者の過半数で議決をすることができる。

第5章 事務局

第13条 本会の事務を処理するため、那覇市繁多川公民館に事務局を設置する。

第6章 会計

第14条 本会の会費は、1自治公民館長等につき、1会計年度あたり1,000円とする。

第15条 本会の経費は、各自治公民館等の会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てるものとする。

第16条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 雑則

第17条 本会の会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

付 則

この会則は、平成13年6月12日から施行する。

付 則

この会則は、平成20年6月28日から施行する。

付 則

この会則は、平成23年6月22日から施行する。

付 則

この会則は、平成24年7月18日から施行する。

付 則

この会則は、平成25年6月19日から施行する。

付 則

この会則は、平成29年6月14日から施行する。

識名園友遊会実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、識名園友遊会実行委員会と称する。

(目的)

第2条 本会は、真和志地域の誇りである世界遺産・国指定特別名勝「識名園」を主会場として活用し、青少年団体等による伝統芸能の発表等で構成するまつり「識名園友遊会」の開催を通して、真和志地域における伝統文化の継承と新しい文化の創造、青少年の健全育成と地域の活性化及び文化財保護の啓発を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、識名園友遊会の開催にかかる企画運営等の事業を行う。

(組織)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する真和志地域の自治会、企業、学校その他の団体並びに那覇市中央公民館、那覇市繁多川公民館及び那覇市市民課真和志支所の代表者等から成る実行委員をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1人
- (2) 副実行委員長 3人
- (3) 監事 2人
- (4) 評議員 若干名
- (5) 相談役 若干名

(役員職務)

第6条 役員は、次の職務を務めるものとする。

- (1) 実行委員長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、本会の会計を監査し、その結果を本会の会議において報告する
- (4) 評議員は、本会の事業運営に関する事項を審議する。
- (5) 相談役は、本会に対する助言及び情報提供等を行う。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(会議)

第8条 本会の会議は、実行委員をもって構成する実行委員会及び役員をもって構成する役員会等とする。

2 実行委員会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 識名園友遊会の開催にかかる企画運営等
- (2) 会則の改廃
- (3) 事業計画及び事業報告
- (4) 予算及び決算
- (5) 役員を選出
- (6) その他識名園友遊会に関する事項

3 役員会は、前項各号の事項について審議する。

(開催時期)

第9条 識名園友遊会の開催時期は、原則として毎年11月の第4日曜日とする。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、那覇市繁多川公民館に事務局を置く。

付 則

この会則は、平成21年10月20日から施行する。

付 則

この会則は、平成22年6月21日から施行する。

付 則

この会則は、平成23年7月12日から施行する。

付 則

この会則は、平成25年6月12日から施行する。